

犬の飼い主さまへ



令和９年３月２日（２０２７年）から狂犬病予防注射のルールが変わります

３月２日～３月３１日に狂犬病予防注射を受けている飼い主さまはご注意ください！

３月２日～３月３１日の接種で「翌年度の注射済票」を交付していた規定が廃止されます

・これまで、３月２日～３月３１日に受けた場合は翌年度の注射済票を交付していましたが、令和９年３月２日以降はこの期間に接種を受けても翌年度扱いにはなりません。

（注意事項）令和８年３月２日～令和９年３月１日に受けた方が、令和９年３月２日～３月３１日に受けた場合は、令和８年度に２回接種（令和９年度は未接種）を受けたことになってしまいます。

その場合、次回の予防接種を令和９年４月１日～令和１０年３月３１日（令和９年度注射済票の交付対象期間）に受ける必要がありますので、接種時期には十分ご注意ください。

また法律上の接種時期は毎年４月１日から６月３０日でしたが年間を通して接種が可能となります。

接種日	～令和８年３月１日 （～2026年3月1日）	令和８年３月２日 ～令和９年３月31日 （2026年３月２日～2027年３月31日）	令和９年４月１日～ （2027年4月1日～）
済票年度	令和７年度 （2025年度）	令和８年度注射済票 （2026年度）	令和９年度 （2027年度）

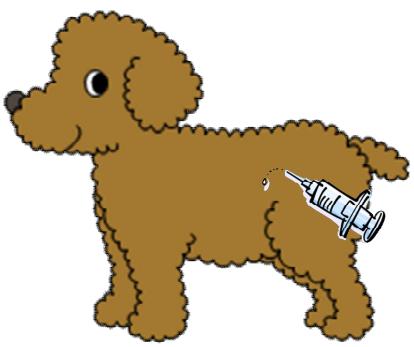



（問い合わせ先）
安来市役所　環境政策課

電話 0854-23-3102